

○経済産業省告示第百二十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十八年四月二十二日

経済産業大臣 林 幹雄

災 害 名	地 域	指 定 の 期 間
平成二十八年熊本県熊本地方の地震	熊本県	平成二十八年四月十四日から平成二十八年七月二十一日まで

○特許庁告示第七号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社みらい知的財産技術研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第二十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十二日

特許庁長官 伊藤 仁

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第19号（1） 第20号（1） 第35号（1） 第43号 第49号 第51号	株式会社みらい知的財産技術研究所	東京都新宿区本町8番地2住友生命四谷ビル3F・6F・B2F 東京都新宿区三栄町6番地第一原嶋ビル3F

○国土交通省告示第六百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事

第3 起業地

- 収用の部分 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字ハッ場、字二社平、字東宮、字石畑、字西宮、字上ノ平、字三平、字戸倉沢、字久森及び字宇知山、大字川原湯字北入、字東久保、字中原、字前原、字石川原、字西之上、字新井門、字上打越、字勝沼、字金花山、字下湯原及び字下打越、大字横壁字西久保、字勝沼、字山根及び字観音堂、大字林字楡木、

字立馬、字東原、字中棚、字中原、字勝沼、字宮原、字久森及び字下原、大字長野原字尾坂、字道木平、字東貝瀬、字嶋木、字町、字打越、字幸神、字向原、字古城跡、字橋場、字久々戸、字貝瀬及び字遠西並びに大字与喜屋字荻之平地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県吾妻郡長野原町地内に施行する「一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第2項に規定する指定区間に含まれていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川利根川水系利根川（以下「利根川」という。）は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山に発し、赤城、榛名両山の中間を南流しながら、一級河川利根川水系吾妻川（以下「吾妻川」という。）等を合わせた後、烏川等と合流し、埼玉県久喜市栗橋付近で渡良瀬川を合わせ、千葉県野田市関宿付近にて江戸川を分派し、さらに東流して茨城県守谷市付近で鬼怒川、同県取手市付近で小貝川等を合わせ、同県神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合わせ、千葉県銚子市において太平洋に注ぐ、幹川流路延長322km、流域面積16,840km²の河川である。また、吾妻川は、利根川の右支川で、その源を群馬県と長野県の県境にある鳥居峠に発し、浅間山と草津白根山との中間を東流し、万座川、熊川、白砂川、四万川等の支川を合わせ、群馬県渋川市地先で利根川に注ぐ、幹川流路延長76km、流域面積1,356km²の河川である。

利根川水系の流域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の1都5県にまたがり、利根川は、日本の政治・経済・文化の中核である首都圏の社会・経済活動に必要な都市用水及び農業用水を供給する重要な河川である。

しかし、同流域は古くから度々洪水に見舞われており、なかでも昭和22年9月のカスリーン台風では、1都5県で死傷者3,520人、床上・床下浸水家屋303,160戸、流出倒壊家屋23,736戸、半壊家屋7,645戸という甚大な被害をもたらした。近年においても、平成10年9月の台風5号では、床下浸水家屋736戸、床上浸水家屋110戸、全半壊家屋2戸という甚大な被害をもたらし、平成19年9月の洪水では、堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害が発生している。

このように同流域では幾度も洪水被害が発生している一方、昭和47年から平成25年の間には概ね3年に1回の割合で洪水が発生しており、近年では、平成6年、平成8年、平成9年、平成13年、平成24年及び平成25年と頻繁に洪水に見舞われ、市民生活はもとより、経済活動にも大きな影響を与えている。

また、首都圏では経済発展や人口集中に対応するため、利根川水系等の水資源開発を進めてきたところであるが、首都圏で消費される水の多くを供給する利根川水系においては、十分な水量が確保されておらず、首都圏の水需要に対して不安定な状況となっている。

さらに、吾妻川においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における名勝である吾妻峽の河床が河川流量の減少により露出するなど、景観や動植物の生息及び生育環境への影響が懸念される状況にある。

このような状況に対処するため、利根川水系の治水対策として、平成18年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）において、年超過確率1／200年規模の洪水を対象に利根川水系の基準地点八斗島における基本高水のピーク流量を22,000m³／秒と定め、本件事業によるハッ場ダムを含めた洪水調節施設により5,500m³／秒を調節し、計画高水流量を16,500m³／秒としている。また、平成25年5月に策定された「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」（以下「整備計画」という。）においては、年超過確率1／70年から1／80年規模の洪水を対象とし、その水準に相当する整備計画の目標流量を